

生保基準引き下げで生活はどうなる？

第55回自治体学校イン新潟の2日目の8月4日。山古志村の現地分科会から帰着後、ライター企画に参加しました。釘丸久子議員は「ストッブ！生活保護改悪」、栗山香代子議員は「高い国保料を考える」です。

基調報告の最初は、

東京自治労連の田川英信さん。

「保護基準引き下げ、生活保護制度改革問題を考える」

デフレを主な理由に今年8月から保護基準が引き下げられました。先の国会で廃案になったものの、次の国会では、申請を困難にする「扶養義務の強化」を目指す生活保護法の改悪案が上程される見込みです。生活保護からの排除が目的と指摘される「生活困窮者自立支援法案」も同様です。

政府は、なぜ生活保護基準を引き下げたのでしょうか。それは社会保障全体の引き下げの「露払い」、つまり最初の標的でした。昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法では、第2条で基本的考え方として「家族相互及び国民相互の助け合いのしくみを通じて」社会保障を実現していくとしています。自助（自己責任）と共助（社会保険制度）を強化し、公助（公的責任）を投げ捨て、社会保障全体の給付水準の抑制を目指します。

基準引き下げが44施策に影響

生活保護基準の引き下げが他制度に与える影響は、最低賃金、地方税

の非課税基準、さらに就学援助、高額医療費の自己負担限度額、介護保険料・利用料や障害者のサービス利用料の減免基準など44もの施策に及び、影響は2千万人とも3千万人ともいわれます。今後の国会動向に注視する必要があります。

次は、弁護士の澤理尋さん。「生活保護引き下げ・生存権裁判に関する新潟の取り組み」

新潟生存権裁判とは、87、88、93歳の生活保護受給者が新潟市及び新潟市を被告として、生活保護の老齢加算の減額・廃止を不当とし、取り消しを求めた裁判です。

老齢加算は1960年から支給されてきましたが、2004年に減額を始め、06年に廃止しました。

裁判は、①減額決定の通知書に理由が明記されていない。②地域差を無視した全国一律の廃止。③高齢者の健康に与える影響を考慮していない。④高齢者の社会生活に与える影響を考慮していない。などを争点に展開しています。

生保受給者からの聞き取り調査によれば「食料品はスーパーの商品が安くなる時間に買いに行く」「エアコンなし」「衣類は1年に1回程度季節のものを購入。下着は100円ショップ



今週の活動から



新潟市で見た「客引きを許さないまち」の看板。厚木市では12月議会に（仮）客引き行為等防止条例が提案される予定です。（上：釘丸久子議員）

生活保護の視察でも行ったことのある釧路市の公園。大きなフキの前でコロボックルになった気分です。（下：栗山香代子議員）



市内某所のお宅のユリの花。満開で道行く人に芳香を！

その後の意見交換会

最高裁の判決は、地域特性や年齢条件を認めず、行政手続きがずさんであるにもかかわらず「生活保護法に抵触しない」と切り捨てました。新潟県弁護士会は、今こそ生存権裁判の意義が重要になっていると、政府の生活保護基準引き下げに厳しく抗議しています。

「兄が死んだ時、交通費が出せず葬儀に参加できなかった」など悲惨な実態が報告されています。保護費が減額されれば「受給者は死ねということか」「電気代が上がって、消費税も上がったから、生活できなくなる」などの声も出ています。

◎富山市は保護受給率0.43%で全国最下位。相談者の申請率が低い。2010年窓口対応が変わり、当局の対応が厳しくなった。

◎ケースワーカーの増員を要求している。職員の労働条件が厳しくては十分な対応ができない。

◎メンタルでダウンし、休職する職員が出てくる。人が増えないうえに、医療・介護など、制度が次々と変わり複雑になっている。ペテランがなくなり、経験が蓄積されず、ますますレベルダウンしてしまう。

◎ケースワーカー一人当たり80人までは相手の身になって相談できるが、90人以上ではケース記録を書くのも時間外になる。住民とケースワーカーは敵対するものではない。